

5 ごみに関する情報・お願い

生ごみはどのように処理をしていますか？
生ごみ処理は環境にやさしい生ごみ処理機で!!

環境対策課では、生ごみ減量化へ向けた生ごみ処理機購入費の補助金を交付しております。

＜生ごみ処理機補助金交付申請手続き方法＞

1) 補助金交付申請書及び請求書の提出:申請書及び請求書は環境対策課窓口で交付しております。

2) 補助金交付額:購入費の50%補助で最高限度額は3万円まで!

※ 38,000円(購入費)の場合 = 19,000円(50%補助)

※ 70,000円(購入費)の場合 = 30,000円(最高限度額)

3) 持参するもの:印鑑(シャチハタ不可)・商品のパンフレット(写し可)

領収書(品名記載必須)・預金通帳・身分証明書(運転免許証・保険証など)

※領収書・預金通帳・身分証明書は全て同一の申請人氏名が記載されているものに限りです。

※預金通帳は、郵便局以外のものをご使用願います。



危険ごみの出し方について

危険ごみ(ライター、充電式・ボタン式電池、スプレー缶など)は規定どおりに出していただかないと、爆発事故や火災事故の原因となってしまいます。ごみ収集業者やごみ処理場の作業員が安全に業務を行うためにも、今一度ごみ出しルールを確認し、出し方には十分注意していただきますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。



●ライター

「有害ごみ」の日に透明袋に入れて出してください。



●充電式・ボタン式電池

電池は購入された電化店などに回収依頼をしてください。



●スプレー缶

中身を使い切って、透明袋に入れて出してください。

ごみの不法投棄は犯罪です!!



みだりにごみを捨てた場合、5年以下の懲役、1千万円以下の罰金が科される場合があります。

みだりにごみを捨てることは、廃棄物の不法投棄にあたる犯罪です。土地や建物の所有者(管理者)は、日頃から不法投棄されないよう適正な維持管理に努めていただくとともに、不法投棄をしない・させない環境づくりに地域をあげてご協力をお願いいたします。

投棄者が不明の場合は、土地所有者(管理者)にて片付けていただくこととなりますので、日頃から注意していただくようお願いいたします。

また、ごみの分別が悪い集合住宅のごみ捨て場や、草が伸びている空き地などは、不法投棄をされる原因となります。周辺住民への迷惑にもなりますので、土地所有者(管理者)の方は、責任を持って、適正な管理をされるようお願いいたします。

問合せ:環境対策課 清掃指導係 ☎893-4411(内線452~455)

4 家電は正しくリサイクル!

～違法な不用品回収業者を利用しないでください～

近年、軽トラックなどで巡回し、廃家電製品等の不用品を回収している業者が増えています。これらの業者のほとんどが市町村の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けておらず、違法である可能性が高いといえます。



- 使い終わった家電6品目(ブラウン管テレビ、液晶・プラズマテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)は、家電リサイクル法に基づいて正しくリサイクルしてください。
- 家電を処分する際は、許可を受けていない不用品回収業者には絶対に渡さないでください。
- まだ使える家電製品は、古物商の許可を受けているリユース(中古)ショップに買い取ってもらいましょう。

リサイクル・なぜなにQ&A



Q1 なぜ不用品回収業者に依頼してはいけないの?

A1. 家電製品は、オゾン層を破壊するフロンガスや、鉛、ヒ素等の有害物質を含むため、正しくリサイクルする必要があります。違法な回収業者に引き渡すと、不適正な処理が原因で環境破壊や健康被害の問題につながります。

Q2 家電6品目の正しいリサイクルはどのようにすればいいの?

A2. ① 買い替えの場合⇒製品を購入する販売店に引取りを依頼してください。
② 処分する場合⇒購入した販売店に引取りを依頼してください。
③ 購入先が不明の場合⇒環境対策課までお問い合わせください。

Q3 不用品回収業者を見かけた場合やポストにチラシが投函されていた場合はどうすればよいですか?

A3. 廃棄物収集運搬業の許可を持たず業を行っている場合がございます。環境対策課の方で調査・確認を行いますので、ご連絡いただきますようお願いいたします。

